



接続約款変更認可申請書

東相制第14-00096号  
平成27年1月19日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいは

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆ

代表取締役社長 山村 雅志

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

- 料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

- 料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

月額

月額

区分		単位	料金額	備考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア～イ (略) ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額

区分		単位	料金額	備考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア～イ (略) ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金
	② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額		

(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,002円
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,906円
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,002円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,906円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,182円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,083円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,244円
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,244円	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,431円	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,367円	_____
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	4,367円		

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,739円	_____
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	4,739円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含まないもの)に限り1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,091円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,042円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
		(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含まないもの)に限り1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,216円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円

				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		③ ①②以外のもの		A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,091円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,042円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,808円		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,781円		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,755円		

				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		③ ①②以外のもの		A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,216円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの		① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,930円		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,744円		

		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,808円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,781円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,755円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,888円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,860円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,833円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,930円			
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,744円			
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,013円			
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,822円			
		(7) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>6,301円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,611円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,451円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,291円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,131円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,971円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,811円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,651円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,491円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,401円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,241円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,081円</u>
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,921円</u>
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,761円</u>		

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,175円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,927円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,873円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,905円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,851円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,883円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,915円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,861円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,893円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,839円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,871円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>19,903円</u>
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>20,849円</u>
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>21,881円</u>		



2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 り)により 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,317円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額に、 600円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。
			(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる491円 のうち、479円に のみ消費税相当 額を加算するも のとはします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 り)により 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,362円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる 491円のうち、479 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。
			(イ) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額に、 502円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる502円 のうち、491円に のみ消費税相当 額を加算するも のとはします。

			(ウ) <u>平成28年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-------------------------------	--------	-----------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

			(ウ) <u>平成29年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-------------------------------	--------	--------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,317円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額に、 600円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる600円 のうち、585円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる491円 のうち、479円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(ウ) 平成28 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)③欄に規 定する料金額に、 502円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる502円 のうち、491円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,362円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる491円 のうち、479円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(イ) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額に、 502円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる502円 のうち、491円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(ウ) 平成29 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成29年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(イ)欄に規定す る料金額に、580円 を加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる580円 のうち、568円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

	ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,383円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額に、 617円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる617円 のうち、601円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
		(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額に、 505円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる505円 のうち、493円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

	ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額に、 505円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる505円 のうち、493円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
		(イ) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額に、 517円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、505円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	--------	----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、597円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる597円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	--------	-------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

2-1-1-2 加算料

		月額		
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに (イ)①欄に規定する料金額
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに (イ)②欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに (イ)③欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	158円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	162円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	ウ 2芯式のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	316円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	324円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

2-1-1-2 加算料

		月額		
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに (イ)①欄に規定する料金額
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに (イ)②欄に規定する料金額
		(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	340円
		(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	279円	73円
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	71円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	71円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	282円	73円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	279円	73円

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	276円	74円
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	276円	74円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	284円	76円
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	279円	74円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	279円	74円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287円	76円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	275円	74円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	275円	74円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	283円	76円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,808 円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,781 円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,755 円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,808 円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,781 円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,755 円
	(ウ) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,888 円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,860 円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,833 円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,930 円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,744 円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,930 円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,744 円
	(ウ) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,822 円



2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分				単 位	料金額	備 考
2-1-1-1第2欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,317円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(4) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(4)③欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分				単 位	料金額	備 考
2-1-1-1第2欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,362円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(4) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	イ 保守 の区別 がタイ プ1ー 2のも の	(7) 平成26 年4月 1日か ら平成 27年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2,317円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、600円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる600円のうち、585 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成27 年4月 1日か ら平成 28年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、491円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる491円のうち、479 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(ウ) 平成28 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、502円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる502円のうち、491 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

	イ 保守 の区別 がタイ プ1ー 2のも の	(7) 平成27 年4月 1日か ら平成 28年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2,362円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、491円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる491円のうち、479 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成28 年4月 1日か ら平成 29年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、502円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる502円のうち、491 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(ウ) 平成29 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 2第2欄イ(イ)欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる580円のうち、568 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

	ウ アイ以外のもの	(7) <u>平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	2,383円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	ウ アイ以外のもの	(7) <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、597円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる597円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	-------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

別表4 違約金

## 第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.14%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金

## 第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.01%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分			単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4 芯 式 の も の	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,364円
			イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,166円
			ウ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯 式 の も の		ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	632円
			イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	648円
			ウ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分			単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4 芯 式 の も の	ア 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,863円
			イ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯 式 の も の		ア 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	680円
			イ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。

# 網使用料算定根拠

加入者光ファイバ

<東日本>

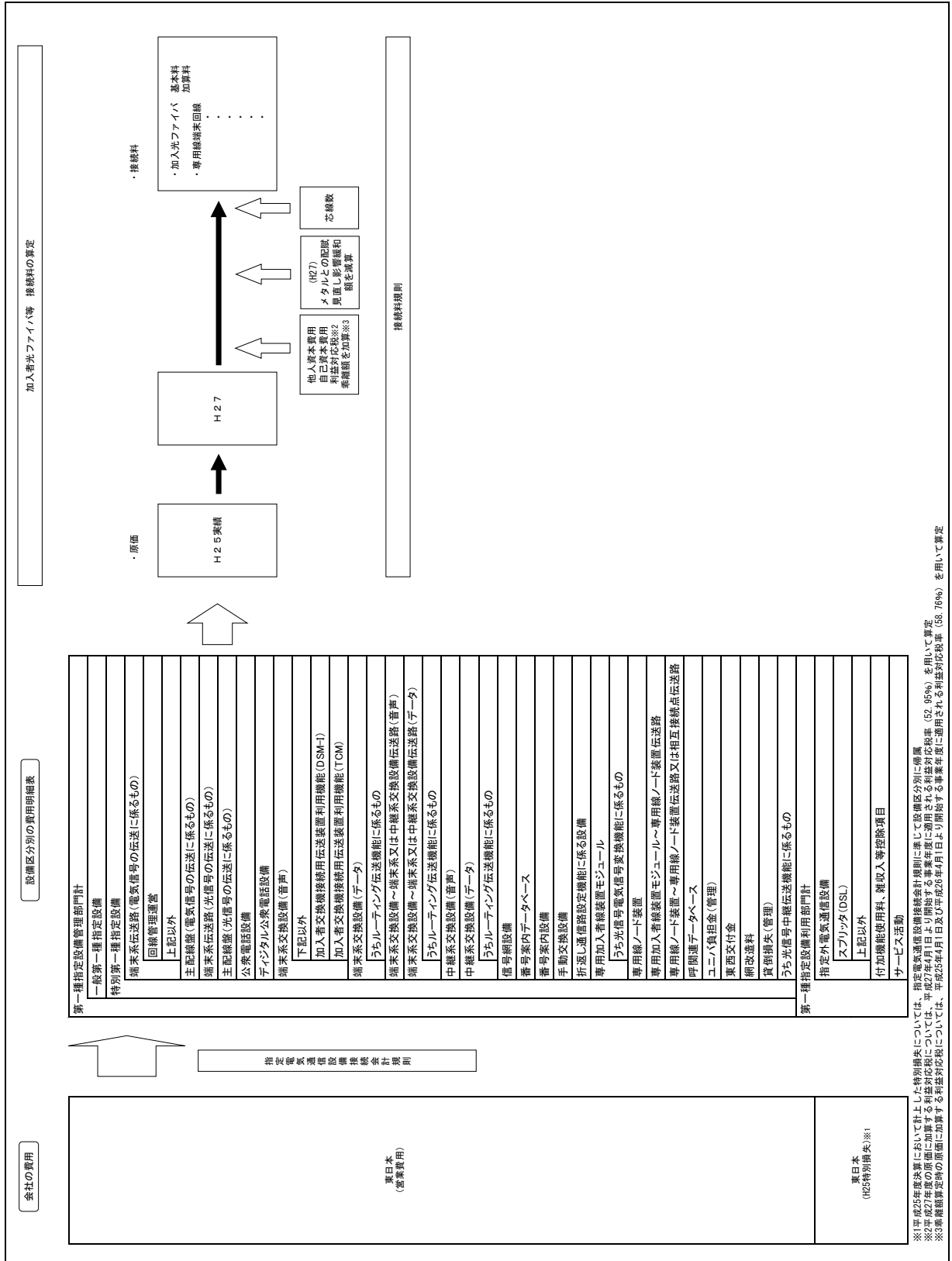




## 目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	19
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	20
V. 資本構成比率の算定	21
VI. 他人資本利子率の算定	22
VII. 自己資本利益率の算定	23
VIII. 利益対応税率の算定	24
IX. 料金設定に使用した回線数	26
X. 料金設定に使用した保守換算係数	29
X I. 料金設定に使用した貸倒率	31
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	32
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	33
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	34
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	35
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	36
2. 設備区分別固定資産明細表	39
3. 設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	41
4. 設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	42

I. 算定手順



※1平成25年度決算において計上した特別損失については、指定電気通信設備接続料科目に準じて設備区分別に帰属  
 ※2平成27年度の原価に加算する利益対応料については、平成27年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応料率(52.95%)を用いて算定  
 ※3平成25年度4月1日及び平成26年4月1日及び平成26年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応料率(58.76%)を用いて算定

II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門				主配線盤		指定設備利用部門			①+③		備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				(光信号の伝送に係るもの)		付加機能使用料、雑収入控除項目					
	右記以外	①	②	局外スプリッタ	①	②	③	左記以外	①	②		
①指定設備管理運営費	141,630	109,226	30,689	1,715	3,611	3,590	251,997	4,994	247,003	114,220	113,563	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,219	2,186	4	29	50	50	66	1	65	2,187	2,187	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	19,266	18,982	34	251	431	431	571	4	567	18,986	18,984	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	11,522	11,352	20	150	258	258	341	2	339	11,355	11,354	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	174,637	141,746	30,747	2,145	4,350	4,329	252,975	5,001	247,974	146,748	146,088	①+②+③+④

⑥正味固定資産	771,240	761,193	0	10,047	17,241	17,241	0	0	0	761,193	761,193	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	925	913	0	12	21	21	0	0	0	913	913	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,170	6,090	0	80	138	138	0	0	0	6,090	6,090	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,385	4,928	1,394	64	157	155	23,276	179	23,097	5,107	5,025	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	784,720	773,124	1,394	10,203	17,557	17,555	23,276	179	23,097	773,303	773,221	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	33,617	33,121	60	437	752	752	997	8	989	33,128	33,125	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	18,472	16,185	2,190	96	285	285	7,796	0	7,796	16,185	16,185	
⑬減価償却費	69,681	51,786	16,820	1,075	2,043	2,043	56,012	1,663	54,349	53,449	53,449	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,398	1,834	531	33	26	26	1,979	1,897	82	3,731	3,731	

(2)加算料の算定

区分	金額等	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.4	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成25年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,931	①÷②
④他人資本費用(円)	72	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	626	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
⑥利益対応税(円)	374	(⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	4,003	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	334	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	167	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	3,358	K. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービスの回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	6,729	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,092	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤		指定設備利用部門			①+③		備考
	右記以外				(光信号の伝送に係るもの)		付加機能使用料、雑収入控除項目					
	右記以外	①	②	局外スプリッタ	①	②	③	左記以外	①	②		
①指定設備管理運営費	141,630	95,426	94,853	44,488	1,715							(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,219	2,185	2,184	6	29							⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	19,266	18,966	18,965	50	251							⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	11,522	11,343	11,342	30	150							(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	174,637	127,920	127,344	44,574	2,145							①+②+③+④

⑥正味固定資産	771,240	761,193	761,193	0	10,047							(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	925	913	913	0	12							⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,170	6,090	6,090	0	80							⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,385	4,301	4,230	2,020	64							(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	784,720	772,497	772,426	2,020	10,203							⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	33,617	33,094	33,091	87	437							⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	18,472	15,200	15,200	3,175	96							
⑬減価償却費	69,681	44,222	44,222	24,384	1,075							(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,398	1,595	1,595	770	33							

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	指定設備管理部門						備考	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			主配線盤				
	右記以外	タイプ1-2.2に係る 営業時間外追加コスト以外	主端末回線 に係る引込線 (光屋内配線含む)	局外スプリッタ	右記以外	タイプ1-2.2に係る 営業時間外追加コスト以外		
①指定設備管理運営費	141,630	102,174	101,572	37,741	1,715	3,611	3,590	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,219	2,185	2,185	5	29	50	50	⑩レート×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	19,266	18,974	18,972	42	251	431	431	⑩レート×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	11,522	11,348	11,346	25	150	258	258	(③自己資本費用+(⑩)有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	174,637	134,681	134,075	37,813	2,145	4,350	4,329	①+②+③+④
⑥正味固定資産	771,240	761,193	761,193	0	10,047	17,241	17,241	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	925	913	913	0	12	21	21	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,170	6,090	6,090	0	80	138	138	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,385	4,608	4,532	1,714	64	157	155	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	784,720	772,804	772,728	1,714	10,203	17,557	17,555	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	33,617	33,107	33,104	73	437	752	752	⑩レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	18,472	15,682	15,682	2,694	96	285	285	
⑬減価償却費	69,681	47,920	47,920	20,686	1,075	2,043	2,043	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,398	1,711	1,711	653	33	26	26	

b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	134,075	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	4,329	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	138,404	①+②

c. 平成25年度適用接続料に加工した乖離額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲6,226	平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの①より
②主配線盤	▲293	平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの⑧より
③合計	▲6,519	①+②

d. 原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	127,849	bの①+cの①
②主配線盤	4,036	bの②+cの②
③合計	131,885	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	1,505	平成25年度における実績の稼働芯線数
②負担金なし	1,462	
③負担金あり	44	
④光信号主端末回線	1,896	
⑤加入者回線	3,401	
⑥主配線盤	3,403	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	55,790	②+③
②負担金なし	54,257	aの②×3,093円×12ヶ月
③負担金あり	1,533	aの③×2,931円×12ヶ月
④光信号主端末回線	59,650	aの④×2,622円×12ヶ月
⑤加入者回線	115,440	①+④
⑥主配線盤	4,492	aの⑥×110円×12ヶ月
⑦合計	119,932	⑤+⑥

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	12,409	(1)のdの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲456	(1)のdの②-(2)のbの⑥
③合計	11,953	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	134,075	(1)のbの①
②光信号主端末回線	127,344	ア-2. 光信号主端末回線の(1)の⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号端末回線に係る引込線	6,731	①-②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	5.02%	③÷①

b. 光信号端末回線に係る実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	146,088	ア-1. 光信号端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	139,359	①-③
③加算料相当コスト	6,729	ア-1. 光信号端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.61%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	12,409	(3)の①
②光信号主端末回線	11,786	①-⑤
③下記以外	11,243	②-④
④加算料相当コスト	543	②×bの④
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	623	①×aの④
⑥下記以外	594	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	29	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲456	(3)の②
⑨合計	11,953	①+⑧

## (5) 乖離額単金の算定

## a. 平成25年度に係る収入と原価の差額に係る見込値

(単位:千円)

区分	平成25年度 (見込値)	備考
①加入者回線	5,209	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠のⅡの1-1のイの(4)のc(平成25年度)より
②光信号主端末回線	4,919	
③下記以外	4,694	
④加算料相当コスト	225	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	290	
⑥下記以外	277	
⑦加算料相当コスト	13	
⑧支配線盤	▲776	
⑨合計	4,433	

## b. 平成25年度における収入と原価の差額に係る見込値との差額(平成27年度適用接続料に加算する乖離額)の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	7,200	(4)のc-aより
②光信号主端末回線	6,867	
③下記以外	6,549	
④加算料相当コスト	318	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	333	
⑥下記以外	317	
⑦加算料相当コスト	16	
⑧支配線盤	320	
⑨合計	7,520	

## c. 平成27年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成27年度	備考
①光信号主端末回線	1,620	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠(別添1)より
②加入者回線に占める割合	43.25%	
③負担金なし	1,579	
④負担金あり	41	
⑤光信号主端末回線	2,126	
⑥加入者回線に占める割合	56.75%	
⑦加入者回線	3,746	
⑧支配線盤	3,748	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠(別添2)より

## d. 平成27年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	3,303	bの①-④
②下記以外	3,149	bの③+bの⑥-⑤
③加算料相当コスト	154	bの④+bの⑦-⑥
④光信号主端末回線	3,897	bの②×cの⑥
⑤下記以外	3,717	④-⑥
⑥加算料相当コスト	180	bの④×cの⑥
⑦支配線盤	320	bの⑧
⑧合計	7,520	①+④+⑦

## e. 平成27年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	170	②+③
②下記以外	162	dの②÷cの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	8	dの③÷cの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	153	⑤+⑥
⑤下記以外	146	dの⑤÷cの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	7	dの⑥÷cの⑤÷12ヶ月
⑦支配線盤	7	dの⑦÷cの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①端末回線	3,148	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成27年度)より
②乖離額	169	イの(5)のeの②+イの(5)のeの⑦
③配賦見直し影響緩和額	195	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のエのaの⑤(平成27年度)より
④1芯あたり原価計	3,122	①+②-③

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①加算料	162	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのbの③(平成27年度)より
②乖離額	8	イの(5)のeの③
③1芯あたり原価計	170	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①主配線盤	55	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのcの③(平成27年度)より
②乖離額	7	イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	62	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①端末回線	2,733	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのdの③(平成27年度)より
②乖離額	153	イの(5)のcの⑤+イの(5)のcの⑦
③配賦見直し影響緩和額	173	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のエのbの⑥(平成27年度)より
④1芯あたり原価計	2,713	①+②-③

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①加算料	140	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのeの③(平成27年度)より
②乖離額	7	イの(5)のeの⑥
③1芯あたり原価計	147	①+②

(1)原価の算定

A. 設備区別の費用

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考	
	メタル加入者回線								
	227,031	195,650	186,378	6,555	67,961	37,192	118,417		
									(再掲) 試験受付
(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線								(再掲) 土木設備	
①指定設備管理運営費	227,031	195,650	186,378	6,555	67,961	37,192	118,417	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)	
②他人資本費用	2,069	2,006	1,873	3	1,195	924	678	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	17,965	17,413	16,280	30	10,378	8,021	5,883	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	10,744	10,414	9,724	18	6,207	4,797	3,518	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率	
⑤合計	257,809	225,483	214,235	6,606	85,741	50,934	128,496	①+②+③+④	

⑥正味固定資産	705,105	686,211	640,271	410	414,111	321,975	226,160	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	846	823	768	0	497	386	271	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,641	5,490	5,122	3	3,313	2,576	1,809	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	20,117	16,724	16,122	809	4,762	1,747	11,359	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	731,709	709,248	662,283	1,222	422,683	326,684	239,599	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	31,346	30,384	28,372	52	18,108	13,995	10,264	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	23,726	23,546	21,896	14	14,162	11,011	7,734	
⑬減価償却費	40,139	36,148	33,479	60	14,985	11,651	18,494	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,227	2,168	2,031	8	715	556	1,316	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	OCU				
	光	メタル	加入者収容装置 (ATMデータ 伝送)		
①指定設備管理運営費	1,456	427	1,029	208	参考3. 設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	11	3	8	1	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	95	27	68	10	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	57	16	41	6	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	1,619	473	1,146	225	①+②+③+④

⑥正味固定資産	3,750	1,081	2,668	380	参考4. 設備区別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	5	1	3	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	30	9	21	3	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	94	27	67	22	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	3,879	1,118	2,759	405	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	166	48	118	17	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	46	13	33	5	
⑬減価償却費	633	190	442	30	参考3. 設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	28	7	21	1	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ				
	DB管理および料金計算				
	電話等				
①指定設備管理運営費	29,718	28,709	7,503	12	参考1. 設備区別の費用明細表より
②他人資本費用	51	50	7	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	446	437	61	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	267	261	36	0	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	30,482	29,457	7,607	12	①+②+③+④

⑥正味固定資産	14,765	14,488	1,567	3	参考2. 設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	18	17	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	118	116	13	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,279	3,162	905	2	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	18,180	17,783	2,487	5	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	779	762	107	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	130	126	31	0	
⑬減価償却費	3,327	3,255	230	0	参考1. 設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	30	29	3	0	



(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)					料金額	備考
	回線管理運営						
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ						
	DB管理および料金計算						
相互接続回線					その他		
ラインシェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	DSLファイル連携に係る開発費用				
①指定設備管理運営費	737	846	1,249	58	18,317	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1	1	2	0	39	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9	10	18	0	338	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5	6	11	0	202	0	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	752	863	1,280	58	18,896	0	①+②+③+④

⑥正味固定資産	285	313	574	0	11,748	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	1	0	14	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	2	3	5	0	94	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	86	99	144	7	1,920	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	373	415	724	7	13,776	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	16	18	31	0	590	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	6	6	12	0	71	0	
⑬減価償却費	39	45	78	0	2,863	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1	1	4	0	20	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)			主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)		備考	
	回線管理運営			その他	(再掲) メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤		
	ATMデータ伝送						
	端末回線伝送機能	データ伝送機能					
①指定設備管理運営費	61	25	36	948	7,053	6,976	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	84	83	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	9	729	719	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	5	436	430	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	63	25	36	963	8,302	8,208	①+②+③+④

⑥正味固定資産	13	5	8	264	28,841	28,417	参考2. 設備区分別固定資産明細表および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	35	34	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	2	231	227	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	8	3	4	109	596	593	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	21	8	12	375	29,703	29,271	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1	0	1	16	1,272	1,254	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	4	493	487	
⑬減価償却費	1	0	1	71	1,684	1,640	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	1	106	106	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		指定設備利用部門 スプリッタ(DSL)	備考
	(再掲) 局外スプリッタ(局外分岐)			
①指定設備管理運営費	141,630	1,715	585	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,219	29	4	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	19,266	251	32	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	11,522	150	19	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	174,637	2,145	640	①+②+③+④

⑥正味固定資産	771,240	10,047	1,232	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	925	12	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,170	80	10	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,385	64	48	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	784,720	10,203	1,291	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	33,617	437	55	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	18,472	96	19	
⑬減価償却費	69,681	1,075	175	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,398	33	5	

## B. OCU

## 光設備を用いるOCU

## (a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	473	(1)のAの⑤OCU(光)
②ISDN回線数(回線)	20,705	区の1の(51)+区の1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	1,904	①÷②÷12ヶ月

## (b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲113	平成25年度接続料金において加算した調整額

## (c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	20,705	区の1の(51)+区の1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	1,526	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	379	①×②×12ヶ月

## (d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲19	((a)の①+(b)の①)×(1+1 X. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

## (e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	472	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲19	(d)の①
③合計(百万円)	453	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	1,823	③÷(a)の②÷12ヶ月

## C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	28,258	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	358	
③自己資本費用(円/回線・年)	3,109	
④利益対応税(円/回線・年)	1,859	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	33,584	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,799	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲325	平成25年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,465	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	9	(⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,783	⑥の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,792	⑩+⑨

## D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

## (a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	225	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

## (b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	55	平成25年度接続料金において加算した調整額

## (c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	304,960	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	52	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	190	①×②×12ヶ月

## (d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	90	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

## (e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	224	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	90	(d)の①
③合計(百万円)	314	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	86	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	25	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	4	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	6,352	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	281	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	21	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	8	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	25	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	8	(d)の①
③合計(百万円)	33	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	433	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,145	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,935,762	区の1の(95)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	92	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲267	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,935,762	区の1の(95)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	103	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のFの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	2,393	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲515	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,130	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲515	(d)の①
③合計(百万円)	1,615	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	70	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 光分岐端末回線

区分	単芯区間			少芯区間	備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①割設費(円/回線)	23,854	17,279	4,849	1,726	7,377
②設備管理運営費(円/回線・年)	1,938	1,714	165	59	760
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,127	1,127	0	0	494
③他人資本費用(円/回線・年)	24	24	0	0	11
④自己資本費用(円/回線・年)	53	53	0	0	93
⑤利益対応税(円/回線・年)	33	33	0	0	56
⑥合計(円/回線・年)	2,048	1,824	165	59	920

・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。  
 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の割設費(16,814円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。  
 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.034)により算定した。

区分	電柱			備考
	単芯区間	少芯区間		
①引込線あたり電柱資産額 (円/回線)	5,921	4,900	1,021	
②設備管理運営費 (円/回線・年)	468	387	81	
(再)減価償却費相当 (円/回線・年)	255	211	44	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 引込線あたり電柱資産額は、単芯区間及び少芯区間の創設費の合計(31,231円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.1896)を乗じて算定した。
③他人資本費用 (円/回線・年)	9	7	2	
④自己資本費用 (円/回線・年)	82	68	14	
⑤利益対応税 (円/回線・年)	49	41	8	
⑥合計 (円/回線・年)	608	503	105	

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの  
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,576	Gの⑥単芯区間+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲513	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,276	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲213	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,562	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	279	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの  
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,517	Gの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲502	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,216	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲201	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,503	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	275	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,520	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(平成25年度実績(キャビネット設置:52%、引き渡し:94.8%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲583	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,132	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲195	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,506	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	276	(④+⑤)÷12ヶ月

(d)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	920	Gの⑥少芯区間
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲96	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	852	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲28	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	914	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	74	(④+⑤)÷12ヶ月

(2)料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,244	1-1のウのaの④×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,244	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,431	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のオ 4芯式のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	12,863	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×4(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
①OCU (円/回線・月)	1,823	Bの(e)の④
②主配線費 (円/回線・月)	124	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,792	Cの①
④料金 (円/回線・月)	4,739	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
①OCU(円/回線・月)	1,823	Bの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤(円/回線・月)	124	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路(円/回線・月)	2,792	Cの①×Xの保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの
④料金(円/回線・月)	4,739	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)(イ)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,122	1-1のウのaの④×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,122	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,216	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,122	1-1のウのaの④×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,122	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,216	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	70	70	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,713	2,539	平成27年度については1-1のウのdの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	147	135	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,930	2,744	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	70	70	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,713	2,539	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	147	135	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,930	2,744	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	72	72	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,794	2,615	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	147	135	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,013	2,822	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)(イ)及び端末回線により伝送を行う機能

(ア) 料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(DXの(73)～(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

## (イ) 料金額

区分	平成27年度			
	①加入者回線	②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	④料金
	(円/回線・月)	(円/回線・月)	(円/回線・月)	(円/回線・月)
3 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	3,526	433	7,175
6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	6,278	433	9,927
9 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	7,224	433	10,873
12 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	8,256	433	11,905
15 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	9,202	433	12,851
18 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	10,234	433	13,883
21 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	11,266	433	14,915
24 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	12,212	433	15,861
27 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	13,244	433	16,893
30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	14,190	433	17,839
33 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	15,222	433	18,871
36 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	16,254	433	19,903
39 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	17,200	433	20,849
42 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	18,232	433	21,881

## ②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	170	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	340	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 エ 4芯式のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	680	1-1のウのbの③×4×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	276	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	276	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	284	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用しないもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用しないもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	279	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	279	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	287	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用しないもの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用しないもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	275	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	275	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	283	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	74	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	74	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	76	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,930	2,744	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,930	2,744	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ウ) (イ)以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,013	2,822	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ)の④

1-3. 光信号主端末回線(複数段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,930	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	568	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,362	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.01%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	580	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	580	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,930	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	568	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,362	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.01%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	580	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	580	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の  
ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,013	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ2のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	585	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,428	①-③



h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能のうち アイ以外のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能のうち アイ以外のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.01%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	597	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	597	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,362	①基本料のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	580	①基本料のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,362	①基本料のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	580	①基本料のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,428	①基本料のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	597	①基本料のi. より

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成27年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,225	平成27年度適用網使用料算定根拠のⅡの(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能の(イ)以外のもの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合A 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,930	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	276	1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(ア) 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	61	平成27年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するものイ) 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3.1	②÷((①+④)-(③+④))

(2)割引率の算定

区分	平成27年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	4,542	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	23,440	(1)の②×8
③割引率 (%)	19.4%	①÷②

### Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

#### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,333,259 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	2,900 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0012 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

#### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

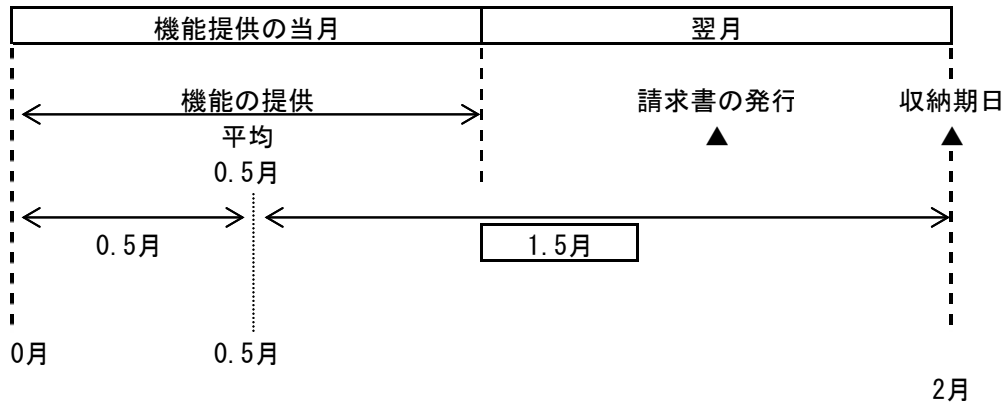
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,840,293 (A)
貯蔵品 (※)	22,759 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0080 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

#### IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

##### (1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



##### (2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

## V. 資本構成比率の算定

### (1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H25) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 2,840,293	有利子負債 711,835 (0.198)	H25稼働 電気通信事業固定資産 2,840,293	③ 圧縮後の資本構成比	有利子負債 711,835 (0.237)	↑ 負債
	その他の負債 505,202 (0.140)			退職給付引当金 128,215 (0.043)	
	退職給付引当金 226,899 (0.063)		② 流動資産の 圧縮 ▲603,887		↓ 資本
	自己資本 2,158,769 (0.599)	貯蔵品(月平均) 22,759	158,526	自己資本 2,158,769 (0.720)	
流動資産等 762,413		投資等 4,119			
		運転資本 131,648			
計 3,602,706	① 流動資産の理論値と 実績の差 158,526-762,413=▲603,887	計 2,998,819		計 2,998,819	

### (2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left( \frac{711,835}{\text{負債}} + \frac{128,215}{\text{負債資本合計}} \right) \div \frac{2,998,819}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.280}$$

### (3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{711,835}{\text{有利子負債}} \div \left( \frac{711,835}{\text{負債の合計}} + \frac{128,215}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.847}$$

### (4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.847}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.153}$$

### (5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.280}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.720}$$

## VI. 他人資本利率の算定

### (1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成25年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.01\%}$$

(単位：%)

年度	25
区分	
他人資本利率	1.01

(注) 借入金の平均利率である。

### (2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.02\%}$$

(単位：%)

年度	21	22	23	24	25	平均
区分						
他人資本利率	1.37	1.17	1.08	0.81	0.69	1.02

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

### (3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.01\% \times 0.847 + 1.02\% \times 0.153 = \boxed{1.01\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

## Ⅶ. 自己資本利益率の算定

### 1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	23	24	25	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.39	3.76	8.16	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.08	0.81	0.69	—	
①-②	2.31	2.95	7.47	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.47	2.58	5.17	3.41

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成25年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

### 2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	21	22	23	24	25	
主要企業の自己資本利益率	3.04	4.00	3.39	3.76	8.16	4.47

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成25年度は速報値である。

### 3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 3.41%

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (調整額算定時の原価算定に用いるH25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方法人特別税を  $x_2 (= x_1 \times 1.48)$  とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_6$  とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 $y$
利益対応税 $x = 0.3701y$
税引後利益 $z = (1-0.3701)y$



Ⅷ. 利益対応税率の算定 (H27年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 52.95%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方法人特別税を  $x_2 (= x_1 \times 0.674)$  とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.043$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 0.674)) \times 0.043 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.043}{1+0.072} \times y = \underline{0.0401y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 0.674$$

$$= 0.674 \times 0.0401y$$

$$= \underline{0.0270y}$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0401y + 0.0270y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.032$$

$$= 0.2379y \times 0.032 =$$

$$\underline{0.0076y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.097$$

$$= 0.2379y \times 0.097 =$$

$$\underline{0.0231y}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を  $x_6$  とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.044$$

$$= 0.2379y \times 0.044 =$$

$$\underline{0.0105y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3462y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3462y}{(1-0.3462)y} = \frac{0.3462y}{0.6538y} = 0.5295$$

税引前利益  $y$

利益対応税

$$x = 0.3462y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3462)y$$

Ⅸ. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,108,383	1	1.00	1,108,383
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	14,604,885	1	1.00	14,604,885
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	327,975	1	1.03	337,814
(4) 4線式	19,414	2	1.03	39,993
(5) メタルサービス小計	16,060,657	-	-	16,091,075
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,868	1	1.00	18,868
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,804,800	1	1.00	2,804,800
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	531,929	1	1.03	547,887
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	4	2	1.00	8
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	19,907	2	1.00	39,814
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	2,907	2	1.03	5,988
(12) 4芯式	0	4	1.03	0
(13) 光サービス小計	3,378,415	-	-	3,417,365
(14) 計 ((5)+(13))	19,439,072	-	-	19,508,440

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	3,378,415	-	1.00	3,401,233
-----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数				
(15) メタルサービス・2線式	3,151,054			
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	978,276			
(17) 光サービス	3,357,648			
(18) 計 ((15)+(17))	6,508,702			

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,186,734
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	14,904,341
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	16,091,075

(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,173,354
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	13,917,721
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	16,091,075

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,108,383	1	1.00	1,108,383
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	14,604,885	1	1.00	14,604,885
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	327,975	1	1.03	337,814
(28) 4線式	19,414	2	1.03	39,993
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	113,912	1	1.00	113,912
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	1,927,651	1	1.00	1,927,651
(31) メタルサービス小計	18,102,220	-	-	18,132,638
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,868	1	1.00	18,868
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,804,800	1	1.00	2,804,800
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	531,929	1	1.03	547,887
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	807	2	1.00	1,614
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	19,907	2	1.00	39,814
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	2,907	2	1.03	5,988
(38) 4芯式	0	4	1.03	0
(39) 光サービス小計	3,379,218	-	-	3,418,971
(40) 計 ((31)+(39))	21,481,438	-	-	21,551,609

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	3,379,218	-	1.00	3,402,839
-----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,186,734
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	16,945,904
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	18,132,638

(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,173,354
(45) 追加MDF	-	-	-	2,041,563
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	13,917,721
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	18,132,638

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	8,812	1	1.00	8,812
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,657,354	1	1.00	1,657,354
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	42,183	1	1.00	42,183
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	227	1	1.00	227
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	20,705	1	1.00	20,705
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	1,686,871	-	-	1,686,871

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	13,404,230
(55) (再) PHS基地局回線	17,794
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,294,138
(57) ドライカッパ・相互接続回線	2,022,274
(58) 光ファイバ・相互接続回線	1,068,295
(59) 上記以外の回線数	10,584,854
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	28,373,791
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	4,402,501
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	3,108,363

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	14,874,734
(64) DSL回線故障対応機能契約数	611,871
(65) 計 ((63)+(64))	15,486,605

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話(下記以外)	54,675
(66-2) アナログ公衆電話(特設公衆電話)	14,818
(67-1) デジタル公衆電話(下記以外)	43,137
(67-2) デジタル公衆電話(特設公衆電話)	232
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	112,862
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数(加入電話・アナログ公衆電話)	11,838,097
(70) デジタル回線数(INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	1,675,143
(71) 計 ((69)+(70))	13,513,240

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
(72) 計	611,871

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	5,380	41	220,580
(74) 6 Mb/s	469	73	34,237
(75) 9 Mb/s	81	84	6,804
(76) 12 Mb/s	364	96	34,944
(77) 15 Mb/s	9	107	963
(78) 18 Mb/s	15	119	1,785
(79) 21 Mb/s	4	131	524
(80) 24 Mb/s	12	142	1,704
(81) 27 Mb/s	2	154	308
(82) 30 Mb/s	0	165	0
(83) 33 Mb/s	6	177	1,062
(84) 36 Mb/s	1	189	189
(85) 39 Mb/s	4	200	800
(86) 42 Mb/s	5	212	1,060
(87) 計	6,352	-	304,960

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	715,143	1	1.00	715,143
(90) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,961	1	1.03	3,050
(91) 1Gbit/sタイプ 小計	718,104	-	-	718,193

・局外スプリッタ算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(92) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-1 (注1)	264	1	1.00	264
(93) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-2 (注2)	1,925,768	1	1.00	1,925,768
(94) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ2 (注3)	9,447	1	1.03	9,730
(95) 局外スプリッタ(8分岐)小計	1,935,479	-	-	1,935,762

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(96) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(97) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	72,735	1	1.00	72,735
(98) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	148	1	1.03	152
(99) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	72,883	-	-	72,887
(100) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(101) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-2（注2）	9,053	1	1.00	9,053
(102) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ2（注3）	2,667	1	1.03	2,747
(103) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）小計	11,720	-	-	11,800
(104) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(105) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-2（注2）	370,577	1	1.00	370,577
(106) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ2（注3）	667	1	1.03	687
(107) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）小計	371,244	-	-	371,264

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局内スプリッタ				
(108) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(109) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	605,731	1	1.00	605,731
(110) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	2,704	1	1.03	2,785
(111) 局内スプリッタ（4分岐）小計	608,435	-	-	608,516
(112) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(113) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	823	1	1.00	823
(114) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	214	1	1.03	220
(115) 局内スプリッタ（8分岐）小計	1,037	-	-	1,043

・特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数
特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(116) ATMインターフェイスにより符号伝送が可能なもの	4,878
(117) ISDN一次群速度ユーザ・網インターフェイスにより符号伝送が可能なもの	24,522
(118) 計 (116)+(117)	29,400

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(119) 特別帯域透過端末回線 ・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。  
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。  
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。  
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。  
 5 保守換算係数はXⅢの保守換算係数の3.③より。  
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

## X. 料金設定に使用した保守換算係数

### 1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.413
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.598
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	10.1
b. その他のコストの割合	89.9
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

### 2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.951
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.981
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.364
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.6
b. その他のコストの割合	92.4
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

### 3. 1, 2以外に適用するもの

① 端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.951
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.981
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.364
d. 平均	1.000

② 端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.6
b. その他のコストの割合	92.4
c. 計	100.0

③ 保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

## X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H25	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	181,485	H25年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

## 加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	107,628	3,624	104,004	5,646	2,825	7	2,818
共通費	・施設保全費支出額比	6,356	232	6,124	266	1,028	11	1,017
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	11,166	409	10,756	550	715	6	709
試験研究費	・取得資産額比	1,777	130	1,647	1	40	2	38
通信設備使用料	・取得資産額比	7	1	7	3	1	0	1
租税公課	・正味資産額比	23,546	1,650	21,896	14	493	6	487
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	36,148	2,669	33,479	60	1,684	44	1,640
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	9,021	557	8,464	16	268	2	266
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,168	137	2,031	8	106	1	106
合計	—————	195,650	9,271	186,378	6,555	7,053	77	6,976

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。





## メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メタル設備のみを用いる	上部区間		下部区間	
				(再掲)土木設備		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
営業費	-	0	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0.000
運用費	-	0	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	104,004	30,285	10,143	73,719	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	6,124	1,783	597	4,341	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	10,756	3,132	1,049	7,624	0.000
試験研究費	・取得資産額比	1,647	409	250	1,237	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	7	0	0	7	0.000
租税公課	・正味資産額比	21,896	14,162	11,011	7,734	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	33,479	14,985	11,651	18,494	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	8,464	3,204	2,491	5,260	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,031	715	556	1,316	0.000
合計		186,378	67,961	37,192	118,417	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

## メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者の回線のみを用いる	上部区間		下部区間		
				(再掲)土木設備		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	市内電話機械設備	取得価額	1,594	812	496	782	0.000
		減価償却累計額	1,397	712	434	685	0.000
		正味価額	198	101	62	97	0.000
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
伝送機械設備	取得価額	1,220	0	0	1,220	0.000	
	減価償却累計額	815	0	0	815	0.000	
	正味価額	405	0	0	405	0.000	
無線機械設備	取得価額	672	0	0	672	0.000	
	減価償却累計額	638	0	0	638	0.000	
	正味価額	34	0	0	34	0.000	
電力設備	取得価額	2,221	937	572	1,284	0.000	
	減価償却累計額	1,763	744	454	1,019	0.000	
	正味価額	458	193	118	265	0.000	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
総合監視システム	取得価額	846	844	515	2	0.000	
	減価償却累計額	647	646	394	1	0.000	
	正味価額	199	198	121	0	0.000	
空中線設備	取得価額	23	0	0	23	0.000	
	減価償却累計額	22	0	0	22	0.000	
	正味価額	1	0	0	1	0.000	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,137,721	963,388	0	1,174,333	0.000
		減価償却累計額	1,861,556	887,823	0	973,733	0.000
		正味価額	276,165	75,565	0	200,600	0.000
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
土木設備	取得価額	1,509,496	1,509,496	1,509,496	0	0.000	
	減価償却累計額	1,213,465	1,213,465	1,213,465	0	0.000	
	正味価額	296,031	296,031	296,031	0	0.000	
海底線設備	取得価額	39	39	0	0	0.000	
	減価償却累計額	27	27	0	0	0.000	
	正味価額	12	12	0	0	0.000	
建物	取得価額	79,341	42,843	26,152	36,497	0.000	
	減価償却累計額	56,354	30,459	18,592	25,895	0.000	
	正味価額	22,986	12,384	7,559	10,602	0.000	
構築物	取得価額	5,819	3,132	1,912	2,687	0.000	
	減価償却累計額	4,608	2,480	1,514	2,128	0.000	
	正味価額	1,211	652	398	559	0.000	
機械及び装置	取得価額	3,744	2,507	1,530	1,237	0.000	
	減価償却累計額	2,536	1,696	1,035	840	0.000	
	正味価額	1,208	812	496	397	0.000	
車両及び船舶	取得価額	425	304	186	121	0.000	
	減価償却累計額	312	223	136	89	0.000	
	正味価額	113	81	49	32	0.000	
工具、器具及び備品	取得価額	14,858	8,875	5,418	5,982	0.000	
	減価償却累計額	11,210	6,763	4,128	4,447	0.000	
	正味価額	3,648	2,112	1,289	1,536	0.000	
リース資産	取得価額	330	219	134	111	0.000	
	減価償却累計額	243	161	98	83	0.000	
	正味価額	86	58	36	28	0.000	
土地	取得価額	14,335	8,148	4,974	6,187	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	14,335	8,148	4,974	6,187	0.000	
建設仮勘定	取得価額	7,955	5,177	3,160	2,778	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	7,955	5,177	3,160	2,778	0.000	
無形固定資産	取得価額	91,399	84,456	51,553	6,943	0.000	
	減価償却累計額	76,173	71,869	43,869	4,304	0.000	
	正味価額	15,226	12,587	7,683	2,639	0.000	
合計	取得価額	3,872,036	2,631,177	1,606,096	1,240,859	0.000	
	減価償却累計額	3,231,765	2,217,067	1,284,121	1,014,699	0.000	
	正味価額	640,271	414,111	321,975	226,160	0.000	

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。









設備区分別固定資産明細表

(平成25年度接統会計をもとに算定)

(単位：百万円)

Table with columns for equipment type (e.g., 車輿設備, 作中設備, 土地) and rows for various acquisition methods (e.g., 取得, 譲渡, リース). It contains detailed financial data for each category and year.



(参考3)

## 設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成25年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路 の電気信号の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
営業費	20,879	0	0	0	20,879
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	110,701	107,628	462	143	2,469
共通費	7,482	6,356	74	12	1,041
管理費	13,089	11,166	84	11	1,827
試験研究費	1,868	1,777	87	3	0
通信設備使用料	21	7	11	2	0
租税公課	23,726	23,546	46	5	130
減価償却費	40,139	36,148	633	30	3,327
固定資産除却費	9,126	9,021	58	2	45
(再)除却損	2,227	2,168	28	1	30
合計	227,031	195,650	1,456	208	29,718

(参考4)

## 設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成25年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	資産の項目	指定設備管理部門					
		(端末系伝送路に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	13,916	1,643	12,272	1	0
		減価償却累計額	11,990	1,439	10,549	1	0
		正味価額	1,927	204	1,723	0	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	5,854	1,220	2,997	1,637	0	
	減価償却累計額	5,187	815	2,835	1,537	0	
	正味価額	668	405	163	100	0	
無線機械設備	取得価額	672	672	0	0	0	
	減価償却累計額	638	638	0	0	0	
	正味価額	34	34	0	0	0	
電力設備	取得価額	4,616	2,383	1,930	303	0	
	減価償却累計額	3,665	1,892	1,533	241	0	
	正味価額	951	491	398	62	0	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	935	914	20	1	0	
	減価償却累計額	715	699	15	1	0	
	正味価額	220	215	5	0	0	
空中線設備	取得価額	23	23	0	0	0	
	減価償却累計額	22	22	0	0	0	
	正味価額	1	1	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,224,696	2,224,696	0	0	0
		減価償却累計額	1,930,073	1,930,073	0	0	0
		正味価額	294,623	294,623	0	0	0
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,632,305	1,632,305	0	0	0	
	減価償却累計額	1,312,189	1,312,189	0	0	0	
	正味価額	320,117	320,117	0	0	0	
海底線設備	取得価額	39	39	0	0	0	
	減価償却累計額	27	27	0	0	0	
	正味価額	12	12	0	0	0	
建物	取得価額	93,818	82,533	3,023	431	7,831	
	減価償却累計額	66,706	58,616	2,136	304	5,650	
	正味価額	27,111	23,916	886	127	2,182	
構築物	取得価額	6,855	6,053	215	31	556	
	減価償却累計額	5,429	4,794	170	25	441	
	正味価額	1,426	1,260	45	6	116	
機械及び装置	取得価額	4,110	3,937	20	5	148	
	減価償却累計額	2,795	2,664	14	3	113	
	正味価額	1,316	1,274	6	1	35	
車両及び船舶	取得価額	453	436	2	3	11	
	減価償却累計額	332	320	1	2	8	
	正味価額	120	116	1	1	3	
工具、器具及び備品	取得価額	19,772	15,506	132	37	4,097	
	減価償却累計額	14,707	11,689	99	29	2,891	
	正味価額	5,065	3,817	33	8	1,206	
リース資産	取得価額	390	343	2	1	44	
	減価償却累計額	290	253	1	1	34	
	正味価額	100	89	0	0	9	
土地	取得価額	17,454	14,886	367	55	2,146	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	17,454	14,886	367	55	2,146	
建設仮勘定	取得価額	8,581	8,551	27	2	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	8,581	8,551	27	2	0	
無形固定資産	取得価額	125,125	98,112	514	45	26,453	
	減価償却累計額	99,744	81,913	417	29	17,385	
	正味価額	25,381	16,199	97	16	9,068	
合計	取得価額	4,159,614	4,094,254	21,521	2,552	41,287	
	減価償却累計額	3,454,509	3,408,043	17,771	2,172	26,522	
	正味価額	705,105	686,211	3,750	380	14,765	